



2026年6月24日

各 位

会 社 名 白 銅 株 式 会 社  
代表者の 代表取締役社長 山田 哲也  
役職氏名  
(コード番号：7637 東証プライム)  
問合せ先 管理部長 水野 智史  
責 任 者  
電話番号 03 (6212) 2811

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株式発行」または「発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2026年7月23日
(2) 発行する株式の種類 お よ び 数	当社普通株式 4,557株
(3) 発 行 価 額	1株につき3,520円
(4) 発 行 総 額	16,040,640円
(5) 株式の割当ての対象 者およびその人数 ならびに割り当てる 株 式 の 数	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。） 3名 4,238株 当社の従業員 1名 319株

#### 2. 発行の目的および理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、賞与の一部について譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭債権（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）を支給することといたしました。また、2026年6月24日開催の第77回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権を15百万円以内で支給し、9千株以内の当社普通株式を発行または処分することおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社の普通株式の割当てを受けた日より当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役または使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をもまたは退任または退職した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、本日開催の取締役会において、当社の従業員（対象取締役とあわせて、以下「対象取締役等」といいます。）に対しても、譲渡制限付株式報酬を支給することを決議いたしました。

なお、譲渡制限付株式報酬の概要等につきましては、以下のとおりです。

### 【譲渡制限付株式報酬の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、指名・報酬等諮問委員会の審議を経たうえで、本制度の目的、当社の第77期の業績、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計16,040,640円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式4,557株を付与することといたしました。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等4名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について割当てを受けることとなります。本新株式発行において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### （1）譲渡制限期間

2026年7月23日（以下「本払込期日」という。）から当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役または使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した直後の時点までの間

#### （2）退任または退職時における取扱い

対象取締役等が譲渡制限期間満了前に、当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、顧問、相談役または使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、定年その他の正当な理由がある場合を除き、当社は本割当契約により割当てを受けた本割当株式を当然に無償で取得する。なお、当社は、対象取締役が、任期満了、定年その他正当な理由により、上記に定める地位を退任または退職（死亡による退任または退職を含む。）した場合には、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

#### （3）当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

#### （4）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

#### (5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

#### 4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である3,520円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上